

大分県報

平成三十年
号外（三九）
三月三十日

（金曜日）

目次

企業局管理規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部改正……………一
 大分県企業局事業用電気工作物（工業用水道事業）保安規程の一部改正……………四
企業局訓令
 大分県企業局に勤務する職員の前末手当及び奨励手当支給規程の一部改正……………六
 臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………六

○企業局管理規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

大分県企業局長 草野俊介

大分県企業局管理規程第一号

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程の一部を改正する規程

大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保安規程（昭和六十一年大分県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。
 第五条第二項中「を選任する対象設備」を「の保安監督の範囲」に改め、同項の表を次のように改める。

種別	対象設備	対象者
電気主任技術者	大野川発電所、北川発電所、下赤発電所、桑原発電所、松岡太陽光発電所、総合管理センター	工務課又は総合管理センターの職員

ダム水路主任技術者	水力発電所 野川発電所	別府発電所、耶馬溪発電所、鳴子川発電所、花合野川発電所、阿蘇野川発電所	工務課又は総合管理センターの職員
			工務課又は総合管理センターの職員
			総合管理センターダム管理部の職員

第二十条第一項中「第五十条の二」を「第五十一条」に改める。
 別表第一を次のように改める。

別表第三の水力発電設備の項中

ダ	外部点検 漏水量測定		1回/年 2回/月
---	---------------	--	--------------

を

ダ	外部点検 漏水量測定		1回/年 1回/月
---	---------------	--	--------------

に

水車・発電機	(※1) 外部点検 測定試験		1回/5年 1回/5年
--------	----------------------	--	----------------

を

水車・発電機	(※1) 外部点検 測定試験		1回/5年 (※2) 1回/10年
--------	----------------------	--	-------------------------

に

「水車形式」や「水車型式」に改め、同表の送電設備の項中

支持物・電線 がい子	外部点検 不良懸垂がい子 検出	66kV送電線路	1回/3年 1回/3年
---------------	-----------------------	----------	----------------

を

支持物・電線 がい子	外部点検 不良懸垂がい子 検出	66kV送電線路	1回/5年 1回/10年
---------------	-----------------------	----------	-----------------

に改め、同表の電力用

保安通信設備の項中

通信線路及び搬送装置			1回/3年
------------	--	--	-------

を

通信線路及び搬送装置	測定試験		1回/3年
------------	------	--	-------

に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第4（第12条、第14条、第15条関係）

項	目	細	則
1	運転、操作、巡視等に関するもの	(1) 電気関係 大分県企業局事業用電気工作物（電気事業）保守細則 発電所・総合制御所機器定期巡視基準 発電所・総合制御所機器定期点検基準 線路巡視点検及び通信機器保守基準 発電所・総合制御所運転基準	
		(2) 土木関係 大分県企業局ダム水路工作物保守運用細則 大分県企業局ダム水路工作物測定調査心得 保守運用要領 充断水要領 操作心得	
2	ダムの操作に関するもの	芦川ダム操作規則 北川ダム操作規則 下赤発電所逆調整池ダム操作規程	
3	非常対策に関するもの	大分県企業局災害対策本部設置要綱	

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県企業局事業用電気工作物（工業用水道事業）保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月三十日

大分県企業局長 草 野 俊 介

大分県企業局管理規程第二号

大分県企業局事業用電気工作物（工業用水道事業）保安規程の一部を改正する規程

大分県企業局事業用電気工作物（工業用水道事業）保安規程（昭和六十一年大分県企業局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前項」の下に「の規定」を加える。

第六条第一項第五号中「検査」の下に「等」を加える。

第十七条第一項中「第五十条の二」を「第五十一条」改める。

別表第三を次のように改める。

別表第3(第11条関係)

巡視等に関する基準

電気工作物の巡視等は、原則として次の基準により行うものとする。

1 巡視等の種類及び実施回数

(1) 定期巡視点検は、主として運転中に行う施設の点検及び検査をいひ、月2回行うものとする。

(2) 定期点検は、主として施設の運転を停止して行う点検及び検査をいひ、年1回行うものとする。

2 点検の方法

(1) 外観点検とは、運転中の施設を肉眼によるほか、音響、臭覚等五感により点検することをいひ。

(2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいひ。

3 巡視等の基準

電 気 工 作 物	項 目	定期巡視 点 検	定期点検
受 電	接地抵抗試験 ※1		1回/3年
	外観点検	2回/月	1回/年
	観察点検		1回/3年
	絶縁抵抗試験		1回/12年
	継電器動作試験		1回/3年
	精密点検		1回/12年

設 備			
母線、計器用変成器、避雷器、電力用コンデンサー及び断路器	外観点検	2回/月	1回/年
	観察点検		1回/3年
	絶縁抵抗試験		1回/12年
	外観点検	2回/月	1回/年
	観察点検		1回/3年
	絶縁抵抗試験		1回/3年
	絶縁油診断		1回/3年
	内部点検		適 宜
	外観点検	2回/月	1回/年
	観察点検		1回/年
配電盤及び制御回路	絶縁抵抗試験		1回/年
	継電器動作特性試験 ※2		1回/年
	外観点検	2回/月	1回/年
	観察点検		1回/年
	液量点検	2回/月	1回/年
	電圧測定		1回/年
	比重測定		1回/年
	液温測定		1回/年
	外観点検	2回/月	1回/年
	観察点検		1回/3年
接地装置	接地抵抗試験 ※2		1回/3年

を 含 む。

別表第四中「定期点検基準」を「定期点検保守基準」に、「工業用水道設備非常災害対策要綱」を「大分県企業局災害対策本部設置要綱」に改める。

附則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第一号

本 事 業 局

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県企業局長 草 野 俊 介

第十三条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第二号

本 事 業 局

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県企業局長 草 野 俊 介

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条及び第四条を次のように改める。

（任用）

第三条 総務課長は、臨時的任用職員を任用しようとする場合は、公募を行い、応募があつ

配電設備	開閉器、遮断器、変圧器、配電線路、電線及びその支持物、ケーブル並びに接地装置	受電設備に同じ。		
	電気使用設備	電動機、空調設備、接地装置、照明設備、配線、照明器具その他の器具類	外観点検 観察点検 絶縁抵抗試験 接地抵抗試験 ※2	2回/月 1回/年 1回/年 1回/年
非常用発電設備	内燃機関及び附属装置	起動試験	観察点検	2回/月 1回/年
		外観点検	観察点検	2回/月 1回/年
	発電機、励磁装置及び接地装置	観察点検	絶縁抵抗試験	1回/年 1回/年
		接地抵抗試験 ※2	受電設備に同じ。	1回/年
開閉器その他の電気機器				

(注) ※1を付した試験項目は、停電範囲、その他の理由によって実施できないことがある。

※2を付した試験項目は、過去の実績によってその一部又は全部を省略することがある。

た者について選考を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 公募を行った結果、有効な応募がなかった場合又は公募による選考を行った結果、職務遂行に必要な能力を有すると認められる者がいなかった場合

二 設置される職が、必要とされる知識、経験、技能等の内容又は任用の緊急性等の事情により、公募により難いと総務課長が認める場合

2 臨時的任用職員として任用されることを希望する者は、臨時的任用職員申込書（第一号様式）により、申込みを行わなければならない。

3 選考は、書類審査、面接その他必要と認める方法を用いて総務課長が実施し、臨時的任用職員任用選考評価票（第二号様式）により評価するものとする。

4 総務課長は、選考の結果適当と認めるときは、辞令（第三号様式）を本局の課長及び事業所の長（以下「所属長」という。）を經由して本人に交付するものとする。

第四条 削除

第五条第一項中「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「六月以内」を「六月を超えない範囲」に改め、同条第二項中「これを」を「六月を超えない範囲で」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 任用期間（前項の規定により任用期間が更新された場合にあつては、更新後の残りの任用期間）を六月未満とされた臨時的任用職員については、任用又は更新の日から六月を超えない範囲で任用期間を延長することができる。

4 総務課長は、臨時的任用職員の任用期間を延長し、又は更新するときは、臨時的任用職員任用期間延長通知書（第四号様式）又は臨時的任用職員任用期間更新通知書（第五号様式）を所属長を經由して本人に交付するものとする。

第五条第五項を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条中「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「採用後」を「任用後」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（退職）

第七条の二 臨時的任用職員は、任用期間の満了によつて当然退職するものとする。

2 臨時的任用職員は、やむを得ない事由があるときは、任用期間満了前に退職願（第七号様式）により退職を申し出ることができる。

3 前項の退職願は、退職しようとする日の二週間前までに所属長を經由して総務課長に提

出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

4 総務課長は、第二項の退職願を適当と認めるときは、辞令（第三号様式）を所属長を經由して本人に交付するものとする。

第八条を次のように改める。

（再度の任用）

第八条 現に臨時的任用職員として任用されている者及びかつて臨時的任用職員であつた者が、第三条第一項の公募に応募することは妨げない。

第十条第一項中「まで」の下に「（以下「給与期間」という。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 臨時的任用職員が、一日の勤務時間の一部について勤務しないときは、その日の属する月の給与から、勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額する。この場合において、勤務しなかつた時間数は、その給与期間の全時間数によつて計算するものとし、その時間数に一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときはこれを一時間とし、三十分未満のときはこれを切り捨てる。

第十一条に見出しとして「（手当）」を付する。

第十二条に見出しとして「（旅費）」を付する。

第十四条に見出しとして「（勤務時間）」を付する。

第十五条に見出しとして「（年次有給休暇）」を付し、同条第一項中「長期臨時職員の年次有給休暇は」を「所属長は、臨時的任用職員に対し」に、「とする」を「の年次有給休暇を付与しなければならない」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 所属長は、臨時的任用職員の任用期間が延長され、又は更新されたときは、当該臨時的任用職員に対し、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までを任用期間として前項の規定により算定した年次有給休暇の日数から、同項の規定により付与した年次有給休暇の日数を控除した日数の年次有給休暇を付与しなければならない。ただし、次項の規定により年次有給休暇を付与する場合は、この限りでない。

3 所属長は、任用期間の延長又は更新により任用後の任用期間が六月を超えることとなる臨時的任用職員に対し、十日から前二項の規定により付与した年次有給休暇の日数を控除した日数の年次有給休暇を付与しなければならない。

第十五条第四項中「有給休暇」を「年次有給休暇」に改め、同条第五項から第九項までを削る。

第十五条の二に見出しとして「（部分休業）」を付し、同条第一項中「臨時的任用職員」を「所属長は、臨時的任用職員」に改め、同条を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一

条を加える。

（年次有給休暇以外の休暇）

第十五条の二 所属長は、臨時的任用職員に対し、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、臨時的任用職員（別表第二の二の項に掲げる場合にあつては任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第二において同じ。）が六月以上と定められた臨時的任用職員に、同表の十三の項及び十四の項に掲げる場合にあつては企業局の職に引き続き在職している期間が六月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。ただし、同表の七の項、十三の項及び十四の項に掲げる場合にあつては、一時間を単位として使用した無給の休暇を日に換算する場合には、七時間四十五分をもつて一日とする。

第十八条第一項中「採用した」を「任用した」に改め、同条第二項中「採用する」を「任用する」に改め、「又は所属長が採用した場合」を削る。

第十九条を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第十五条の二関係）

区分	休暇の期間
一 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間
二 風水震災その他非常災害により交通が遮断された場合	その都度必要と認める日又は時間
三 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間

別表第二（第十五条の二関係）

区分	休暇の期間
一 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

二 前項に定めるもののほか、負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

任用期間において第十五条第一項から第三項までの規定により付与した年次有給休暇の合計日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間

三 生理日の勤務が著しく困難な女性職員が生理休暇を請求した場合

その都度必要な期間

四 妊娠中又は出産後一年以内の女性職員が、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合

妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間

五 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合

その都度必要と認める時間

六 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間

七 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合

十四日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

八 六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合

出産日までの申し出た期間

九 女性職員が出産した場合

出産日の翌日から八週間を経過する日までの期間（出産後六週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がないと認めたときを除く。）

十 生後満一年に達しない子（大分県企業局就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号。以下「就業規程」という。）第七條の二第一項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び十三の項において同じ。）を育てる臨時的任用職員が、その

一日一時間又は一日二回各三十分

<p>子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	
<p>十一 臨時的任用職員が、就業規程第十八条第一項に規定する要介護者（十四の項において「要介護者」という。）の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>
<p>十二 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>正規職員の例により必要と認められる期間</p>
<p>十三 小学校就学の始期に達するまでの子（就業規程別表第二の二十の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）又はその子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診査若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>任用期間において五日（小学校就学の始期に達するまでの子を二人以上養育する場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間</p>
<p>十四 要介護者の介護その他の企業局長が定める世話を行う臨時的任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>任用期間において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間</p>

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

平成三十年三月三十日

大分県報号外（企業局訓令）

第1号様式（第3条関係）

臨時的任用職員申込書

写真
(3×4cm)

【 年 月 日記入】

業務内容 (職種)	
勤務場所 (事業所名)	

フリガナ		性別	男・女
氏名	㊟		
生年月日	年 月 日 (歳)	電話番号	
住所	フリガナ 〒 - (通勤手段： 所要時間： 分)		

学歴・職歴	始期		学歴・職歴	終期	
	年	月		年	月
	年	月	大分県職員（臨時的任用職員・非常勤職員含む）としての職歴	年	月

資格・免許	年	月	資格・免許	【パソコンスキル】 ・Word又は一太郎 (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない) ・Excel (仕事等で頻繁に使用・使える程度・使ったことがない)

志望動機

その他申告事項

【欠格事由に関する申告】
以下の地方公務員法第16条に定める任用の欠格事由に該当しない場合は、
右の口にレ印を記入してください。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・大分県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章（罰則）に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成三十年三月三十日

大分県報号外（企業局訓令）

第2号様式（第3条関係）

（表）

臨時的任用職員任用選考評価票

所 属

業務内容

氏 名

性 別

生年月日

選考年月日： 年 月 日

書 類 選 考 （ 一 次 選 考）	評価項目	主な着眼点	評価		特記事項
			審査者(1)	審査者(2)	
			3～1	3～1	
1	経歴	職務遂行上望ましい経歴を有しているか。			
2	資格・免許	職務遂行上望ましい資格・免許を有しているか。			
3	志望動機	熱意や意欲を感じられるか。			
4					
評価（得点）基準		3 2 1 最適 ← 適 → 可	得点 点	得点 点	合計得点 点
その他特記事項					
一次選考結果		順 位 ／	合否	合格 ・ 不合格	
審査者（1） 職氏名		(印)			
審査者（2） 職氏名		(印)			

※ 業務内容に応じて適宜評価項目を追加すること。

(裏)

選考年月日： 年 月 日

面接選考	評価項目	主な着眼点	評価		特記事項					
			審査者(1)	審査者(2)						
			5～1	5～1						
1	態度 表現力	真面目で落ち着いているか。 わかりやすく、的確に回答しているか。								
2	責任感 倫理観	自らの行動、決定に責任を持つようとしているか。 公務員として倫理観に欠けるところはないか。								
3	積極性 自主性	積極的・主体的に取り組む姿勢が見られるか。 前向きな意見や考え方、向上心をもっているか。								
4	協調性 職場適用力	人間関係をうまくつくれそうか。 ストレスに耐えられそうか。								
5	知識 技術	業務に必要な知識・技術を有しているか。								
6										
評価(得点)基準			5	4	3	2	1	得点	得点	合計得点
			優れている ← 適 → 劣っている			点	点	点	点	点
その他 特記事項										
面接選考 結果		順位								
審査者(1) 職氏名		(印)								
審査者(2) 職氏名		(印)								
二次選考	評価項目	主な着眼点	評価		特記事項					
			審査者(1)	審査者(2)						
			～	～						
	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	評価(得点)			得点	得点	合計得点				
				点	点	点				
その他 特記事項										
面接選考 結果		順位								
審査者(1) 職氏名		(印)								
審査者(2) 職氏名		(印)								
二次総合	二次選考 結果	合計 得点 点	順位	／	合否	合格 ・ 不合格				

※ その他選考については、総務課長の判断で行うこととし、評価項目、配点等についても総務課長が定めること。

平成三十年三月三十日

大分県報号外(企業局訓令)

一三

第3号様式（第3条、第7条の2関係）

辞 令

（氏 名）
（発令事項）

年 月 日

大分県企業局長

第4号様式（第5条関係）

随時的任用職員任用期間延長通知書

氏 名

任用期間を 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

大分県企業局長

第五号様式（第5条関係）

臨時的任用職員任用期間更新通知書

第五号様式の二を削る。
第六号様式を次のように改める。

氏名

任用期間を 年 月 日から 年 月 日まで更新する。

年 月 日

大分県企業局長

地方公務員法等の規定により再度更新はできず、期間満了の際は当然退職します。

第6号様式（第7条関係）

同意書

私は、地方公務員法等の規定に基づき、大分県企業局の臨時的任用職員として採用されるに当たり、下記の勤務条件に同意します。

なお、採用後においては、県民の奉仕者としての立場を深く自覚し、大分県企業局職員としての品位を保持するとともに、上司の職務上の命令及び職務上の秘密を守ることに忠実に従い、職責遂行に全力を尽くすことを誓います。

記

- 1 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 2 勤務場所 勤務とする。
- 3 職 名 臨時的任用職員（ ）とする。
- 4 給 与 (1) 給与は、日給とし、出勤日数に応じて支給する。
(2) 日給額は、 円とする。
(任期の途中で日給額が改定されることがある。)
- 5 手 当 (1) 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、日額の増給として支給する。
(2) その他の手当は、一切支給しない。
- 6 社会保険 法令の定めるところによる。
- 7 服 務 正規職員に準ずる。
- 8 勤務時間 正規職員に準ずる。
- 9 休 暇 等 (1) 年次有給休暇は、任用期間により最高5日とする。
(2) (1)の年次有給休暇は、時間を単位として与えることができる。この場合において、時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算するときには、7時間45分をもつて1日とする。
(3) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合、風水震火災その他非常災害により交通が遮断された場合及び裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合には、有給休暇を与えることができる。
(4) (1)及び(3)に掲げる休暇以外の有給休暇は認めない。
(5) 公務災害、病気休暇、女性職員の生理、母性健康管理、産前産後、育児時間、介護時間、忌引き、子の看護及び短期の介護に係る休暇については、別に定めるところにより無給で付与する。
(6) 部分休業の請求をした場合は、任用期間を限度として承認することができる。部分休業の承認を受けて勤務しない時間は、無給とする。
- 10 懲 戒 正規職員に準ずる。
- 11 そ の 他 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

年 月 日

大分県企業局長

殿

氏名

㊟

第六号様式の次に次の一様式を加える。

第七号様式（第7条の2関係）

退職願

大分県企業局長 殿

（所属名）
（氏名）

私は、下記の理由により 年 月 日付けで退職したいのでお願いします。

記

（退職の理由）

年 月 日

氏名

㊟

注 退職希望日の2週間前に提出できなかった場合は、その理由を付記すること。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。